事務所通信　No.336

令和５年10月１日

社会保険労務士法人

新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　篠田パートナーズ事務所 ☎ 0254-22-5649 (代)

新潟県最低賃金が931円に正式決定

前月号でお知らせした新潟県の今年度の最低賃金の改定額は新潟地方最低賃金審議会での調査審議・答申を経て新潟県労働局長により最終決定がなされました。これにより**令和５年10月１日から最低賃金は890円から931円となり、上げ幅は41円となりました。**



◇最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。実際に支払われる賃金から一部の賃金（割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当など）を除いたものが対象となります。

◇ 最低賃金額以上かどうかを確認する方法



①　時間給制の場合

時間給≧最低賃金額(時間額)

②　日給制の場合

日給÷１日の所定労働時間≧賃金額(時間額)

日額が定められている特定の産業ごとに設定されている最低賃金が適用される場合には、



日給≧最低賃金額(日額)

③　月給制の場合

月給÷１箇月平均所定労働時間≧最低賃金額(時間額)

④　出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。

⑤　①～④の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で、各手当（職務手当など）が月給制などの場合は、それぞれ②、③の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（時間額）を比較します。

※求人票の賃金見直しや、最低賃金を下回っていないかご確認ください。

トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます



①　昇降設備、保護帽の設置義務の範囲が拡大されます。

◇昇降設備について（安衛則第151条の67関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が５トン以上のものに加え、２トン以上５トン未満のものが追加されます。「昇降設備」には踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。

なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

◇保護帽について（安衛則第151条の74関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が５トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

１．最大積載量が２トン以上５トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）

２．最大積載量が２トン以上５トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）

保護帽は、形式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

② テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます。

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務を行う労働者に対し、以下の科目および時間について特別教育を実施する必要があります。

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	・テールゲートリフターの種類、製造及び取扱い方法 ・テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	・荷の種類及び取扱い方法 ・台車の種類、構造及び取扱い方法 ・保護具の着用 ・災害防止	2時間
	関係法令	・安全衛生法令中の関係条項	0.5時間
実技教育	テールゲートリフターの操作の方法		2時間

③ 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます。

走行のための運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が異なる貨物自動車を運転する場合において、テールゲートリフター等を操作し、又は操作しようとしている場合は、原動機の停止義務の適用が除外されます。なお、ブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走防止措置については、引き続き義務付けられることにご留意ください。また、逸走防止の観点から、可能な範囲で原動機も停止するようにしてください。

労働安全衛生規則が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については、令和６年２月１日から、それ以外の規定は、令和５年１０月１日から施行されます。

◇ 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン ◇

詳　細



お知らせ

◇令和５年度被扶養者資格再確認について◇

① 実施期間

令和５年10月下旬から11月上旬にかけて、順次「被扶養者状況リスト」が事業主へ届きます。

② 再確認の対象となる被扶養者

令和５年４月１日において、18歳以上である被扶養者の方。ただし、令和５年４月１日以降に被扶養者となった方は、確認の対象外です。

③ 確認方法

対象の被扶養者の方が健康保険の被扶養者要件満たしているかご確認いただき、被扶養者状況リストに確認結果を記入し提出します。

④ 確認書類の提出について

厚生労働省より厳格な方法による再確認を求められていることから、被保険者と別居している被扶養者、海外に在住している被扶養者については被扶養者状況リストに同封されている被扶養者現況申出書を記入し、被扶養者要件を満たしていることが確認できる書類を添付します。

○ **被保険者と別居している被扶養者**→仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類

○ **海外に在住している被扶養者**→海外特例要件に該当していることが確認できる書類

※不明な点は、弊社担当者までご相談ください。

◇ 労働保険２期分納付時期のお知らせ ◇

事務組合の労働保険料２期分は10月31日（火）が口座振替日となります。 集金の場合も順次お知らせしますので、よろしくお願い致します。

◇ インボイス制度の登録のご案内 ◇

令和５年10月１日よりインボイス制度が始まります。



弊所登録番号は、

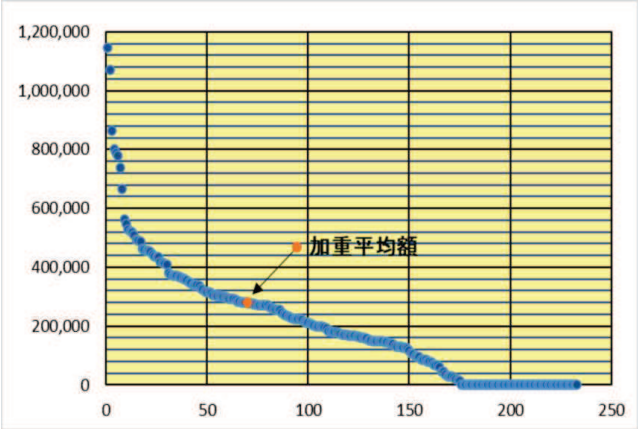
Ｔ４－１１００－０５０１－ ６０７６

です。よろしくお願い致します。

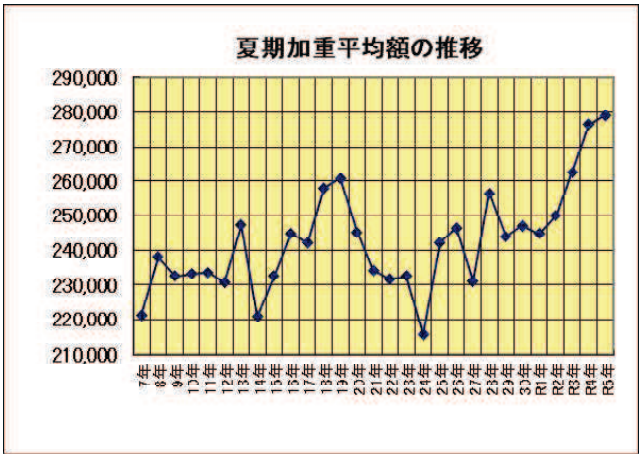
■５年夏期賞与分析

▲当事務所が扱った「社保・賞与届」からの賞与支給状況の分析結果です。

■会社別一人平均賞与額プロット（233社）



■全社加重平均額 279,251（前年比100.61%）



■賞与支給ゼロ企業は 24.9%（前年は28.3%）



■ 拾い読みの読書

人生がラクになる
脳　の　練　習

著　者／ 加藤俊徳　脳内科医

出版社／ 日経ビジネス文庫　　800 円＋税

P41　子どもの頃は通常、環境脳である右脳が育つ時期なのですが、親が教育熱心で早いうちから勉強させると、右脳の成長が不十分のまま、言語脳である左脳が育ってしまう可能性があります。左脳ばかり育ってしまうと、外の環境からの情報を取り入れる能力が育ちません。

P109　脳を鍛えるには、自分のやったことに対する結果がわかり、その結果を反省することが重要です。・・反省を次に活かすことが出来ます。

P178　思いどおりにいかないと急に怒り出したり文句を言う人がいますが、こういうイライラしやすい人たちの脳は、右脳の理解系脳番地があまり発達していないことが多いようです。ここが弱いと「空気が読めない、状況がつかめない」という状況になりがちです。

P214　思考系脳番地を鍛える／１日１個、小さな発見を手書きでメモする。・・多くの選択肢から自由に選び取ることで刺激を受け鍛えられる。

■ 絵手紙通信



激辛の獅子唐。猛暑、水不足の影響か？

事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　相談役 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (336号)

■　クラブ発足６５周年の集い (R5.9.8)

▲大学の４年間、授業そっちのけで励んだローバースカウト部の発足６５周年を祝う会に行って来た。ローバースカウトとは、大学生の年代を対象としたボーイスカウトの呼称である。

▲部の設立は、文化系サークルの児童文化研究会で野外活動をメインとしていた先輩達が分離独立して、大学周辺の小・中・高生を集めて「ボーイスカウト東京第146団」を立ち上げ、野外活動や奉仕活動の指導を始めたものである。

▲我等同期10名も、53年前の1970年入部。それぞれが小学生対象の年少隊や小６～中学生を対象の少年隊の指導を担当していたが、今思えば、よくぞ危険と隣り合わせの海、山、川のキャンプに子ども達を連れて行ったものだ、よくぞ親達が大学生に我が子を託してくれたものだと振り返った。

▲その責任の重さと緊張感が我等を育てたとも言えよう。また、体育会に所属していたこともあり規律には特に厳しく、学ラン着用、長髪禁止、挨拶や返事は大きな声で一言「押忍(おす)」、先輩から酒を注がれるときは姿勢を正し両手で受けるとか、先輩がタバコを手にしたらサッとマッチの火を差し出すとか。今ならパワハラと言われそうだ。

▲それでも、夕方になると先輩から「飲みに行くぞ」と声を掛けられ、子どもの指導法や四方山話に花を咲かせ、勘定は先輩持ち。硬軟のバランスの上に成り立ったクラブから学んだことは多い。

▲懇親の席で、先輩や後輩等と今昔話に花を咲かせながら、昨今の職場のパワハラを思い浮かべ、指導・注意のやり方を工夫するとともに、普段からの信頼関係の構築の大切さを考えていた。

■　ケセラセラ (R5.9.20)



▲９月16日のNIKKEIプラス１に載った「元気の処方箋」に我が意を得たりと膝を打った。

▲それによれば、病気のリスク軽減効果がある運動には、大別して、有酸素運動、筋力トレーニング、ストレッチがあり、それぞれ糖尿病、血圧の数値低下や大腸がん、肝臓がんなどの予防効果、骨格から分泌されるホルモン物質が臓器に働きかけ体調維持に寄与、関節や腱などを柔軟にして運動量の増加につなげる効果が期待されるという。

▲私も、長年の糖尿病対策として続けて来た有酸素運動としてのウォーキングだったが、春先の数値悪化に奮起し、毎朝約7.5kmを１km当たり８分代後半のペースで心拍数を上げて負荷をかけた結果、糖尿病の数値が大幅に改善、その上に血圧も正常範囲に低下して効果を実感していたが、腰痛対策で３月からのジム通いで筋力トレーニングとストレッチも始めていたのだから、複合的効果と言うべきであろうか。そして、飲み続けている何種類ものサプリメントを、一つとして止められない状況と重なった。

▲こんな姿に、友人達は「健康オタク」などと囃し立てるが、健康であればこそ保てる判断力を維持したいとの思いで、「命より健康が大事」と開き直っている。しかし、何歳までこの負荷を掛け続けられるかと心配にもなっていた。

▲そんな折り、敬老の日のニュースで、５月まで爪ヤスリ職人として現役を続けた100歳のご長寿の「長生きの秘訣は、好き嫌いなく食事をとることと、テレビを見ながら軽く体操をすること」に意を強くし、ケセラセラ、そのときはそのときとぐい呑みの酒を飲み干した。